

市税は納期内に

納税に困ったらまず相談を

◆問い合わせ
税務課納税係(名寄庁舎2階)
☎01654③2111
(内線3206~3208)

名寄市の徴収率は98・9パーセント(令和元年度決算・市税現年滞繰合計分)で北海道35市の中では非常に高い徴収率です。令和元年度の決算で、市税の収入未済額は約1200万円となり、昨年の約3400万円より、およそ65パーセントの圧縮が図られ、国民健康保険税においても収納未済額をおよそ3パーセント圧縮することができました。このことは多くの市民の皆さまの納税に対するご理解によるものです。

滞納は、市民生活に欠くことのできない福祉・教育・産業振興・社会基盤整備のあらゆる施策に影響が生じるだけでなく、滞納整理事務にも多額の費用がかかることから、非常に不利益となります。公平・公正な納税のため、市では引き続き滞納整理の強化に取り組みます。

便利で確実な口座振替を

市税などの納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。一度の手続きで自動的に納期限日に指定口座から市税などが引き落とされるため、納め忘れを防止でき、納付にかけける手間も省けます。手続きは、市内金融機関窓口、郵便局窓口、市役所名寄庁舎税務課、風連庁舎地域住民課で行えます。預貯金の通帳、お届印、納税通知書を持参してください。

クレジットカード収納できます

クレジットカードによる収納については、パソコンやスマートフォンからインターネットを使って税金を納めることができます。決済は、クレジットカード決済となります。支払いが可能な税金などは次のとおりです。詳しくは市ホームページをご覧ください。なおクレジットカードによる納付には決済手数料がかかります。

- ①市道民税
- ②固定資産税・都市計画税
- ③軽自動車税
- ④国民健康保険税
- ⑤介護保険料
- ⑥後期高齢者医療保険料
- ⑦保育料
- ⑧市営住宅使用料

事情がある場合は必ず相談を

催告書や最終催告書には納付期限を記していますが、その日までの納税相談も促しています。滞納に至るまでの生活状況の変化は、相談がなければ把握することはできません。そのため把握できない場合は、滞納処分の手続きを進めることになってしまいます。

病気や失業、事業の廃止などやむを得ない理由により、一時的に市税などを納期内に納めることが困難な場合は、必ず納期内に市の税務課納税係まで連絡してください。生活状況を聞き取ったうえで、納税に関する相談を行っています。ただし、虚偽の申し出がわかった場合や事前に連絡がない場合、納付計画を守らなかつた場合は、滞納処分を行います。事情がある場合は放置せず、まず相談してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税者(ご家族を含む)が罹患された場合のほか、納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業した場合は利益などの減少により著しい損失を受けた場合など、市税の納付が困難な場合は、速やかに税務課納税係へ相談してください。

滞納処分までの流れ

市税などが納期までに納められない

12月は納税推進強化月間

12月は多くの市税などの最終納期です。新たな滞納が発生させないためには、納期内納付が大変重要です。市では12月を納税推進強化月間と定め、納税に関する取り組みを強化しています。

◆夜間納税窓口

夜間納税窓口を通常の月より多く開催します。納税に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。夜間納税窓口は19時30分までです。市税などの納付もできますのでご利用ください。また、国民健康保険の窓口も開設しています。

◆税の書道展

小学生による税の書道展の作品を展示します。

◇市民文化センター

(名寄地区の児童作品)
12月1日(火)~13日(日)

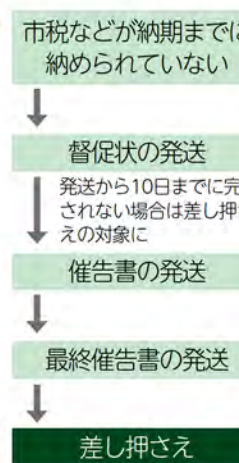
◇ふつれん地域交流センター

(風連地区の児童作品)
12月1日(火)~13日(日)

※駅前交流プラザ「よろーな」、イオン名寄ショッピングセンターでの展示は終了しました。

かつた場合、納期から20日以内に督促状を発送します。督促状発送から10日を経過する日までに完納されない場合は、差し押さえをしなければなりません。市では、督促状を発送してから約1カ月後に催告書を発送。さらにその1カ月後に最終催告書を発送しています。

督促状や催告書での納付がない場合、財産調査を行います。市役所で把握しているデータ(固定資産や軽自動車の状況など)をはじめ、金融機関に対し預貯金の残高照会、勤務先への給与支払照会など、さまざまな債権に関する調査を行い、調査の結果、財産を発見した場合は差し押さえを執行します。



差し押さえたの執行と公売の実施

税は法律に基づき市が自ら徴収することとなっていますので、自力執行権があります。滞納者へは調査権に基づき財産調査を実施したうえで行政処分である「差し押さえ」を行います。差し押さえたの対象は国税の還付金

滞納処分に関するQ&A

Q&A

まさか、差し押さえられるなんて…「滞納が少額だから差し押さえられないだろう」と思っていますか。金額の大小に関わらず差し押さえは行われます。

いきなり差し押さえをされた。何の連絡もない。

A 税は納期内納付が原則です。地方税法には「督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは差し押さえしなければならぬ」と記されています。市では、督促後に催告書などを送付したうえで差し押さえを行っています。その間に相談する機会があったはずなので、いきなりではありません。

勤務先に滞納を知られてしまった。

A 滞納している場合、勤務先への給与照会や給与差し押さえを行います。税は納期内納付が原則ですので、滞納がある以上、地方税法の規定によって調査や差し押さえを行わなければならない。税金を払わずに貯蓄するのではなく、まず納税を優先してください。

コソツためた貯金を差し押さえられた。なんてひどいことをするんだ。

A 税金を払わずに貯蓄するのではなく、まず納税を優先してください。国税、地方税を問わず行政機関には差し押さえをする権限が与えられています。

をはじめ、預貯金、給与、生命保険などのほか、家電製品や除雪機などの動産、土地、家屋などの不動産も含まれます。差し押さえた動産は、インターネット公売などで売却し、売上金を滞納市税などに充てています。

滞納処分の状況

年度	差押(件数)	公売(点数)
H25	434	25
H26	304	40
H27	290	7
H28	306	1
H29	234	16
H30	172	10
R1	176	10

検索には令状不要

滞納処分の一環として、差し押さえのほかに「搜索」を実施する場合があります。実際に家や関係先を訪れ、法律に基づく権限により家屋内に職員が入り、全ての部屋を調査します。強制執行のため断ることはできません。搜索では預貯金通帳や帳簿の確認、家電製品や家財道具などの差し押さえを行います。車やバイクは、タイヤロックをして差し押さえます。

これらの搜索や差し押さえは、国税徴収法や地方税法に基づいて市に与えられた権限により実施するもので、裁判所の令状は必要ありません。事前に連絡することなく執行するものです。

自分より滞納額が多い人から差し押さえしてほしい。

A 市は法律に従い業務を行っています。また、効率の良い事務処理を目指しています。納期限を経過した場合は、滞納額にかかわらず差し押さえを執行します。

払わないとは言っていないのに差し押さえされた。

A 払わないと言っていないという方をただ待つだけの対応では、多くの納期内に納付した方との公平性が保てられません。

財産調査や差し押さえは、個人情報保護法に違反していると思う。

A 税金を滞納すると、国税徴収法、地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限を行使して調査をする場合、勤務先や銀行など、調査された機関は回答しなければなりません。税金の滞納がある場合の財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。

借金があるから税金が払えない。

A 法律により、税金はすべての債務(借金含む)に優先すると定められています。よって、個人債務よりも税金が優先されます。

国や市に対して不満があるので払わない。

A 納税は国民の義務です。ほとんどの方は納期内に納付されています。不平や不満を理由として納付しないことは、きちんと納税されている方の公平性から許されるものではありません。事情がある場合は、まず窓口へ相談ください。